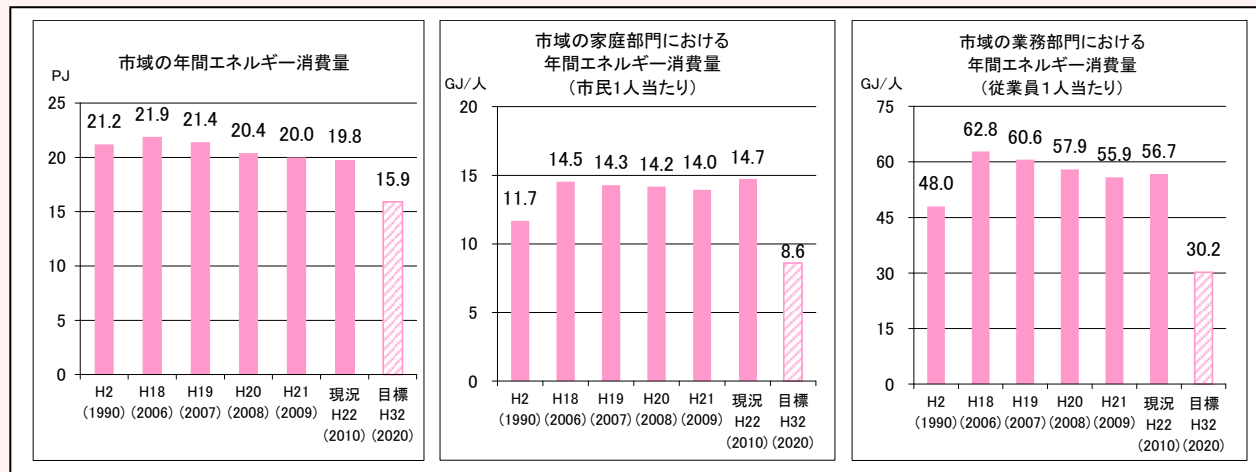


第3章 目標達成への施策の展開 第1節

限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

1 代表指標 目標の達成状況を示す指標（指標の中から代表的なものを選定）



GJ（ギガジュール）・PJ（ペタジュール）：J（ジュール）はエネルギー（熱）量を表す単位。1気圧において1gの水の温度を1℃上げるのに必要なエネルギー（熱）量は約4.2Jに相当。G（ギガ）は10⁹でP（ペタ）は10¹⁵。

2 指標 目標の達成に向けた取組の進捗度合いを示す指標

環境指標（◎印は代表指標）	現況値 H24(2012)	目標年度	目標値	担当室課
◎市域の年間エネルギー消費量	19.8PJ ※ ¹	H32年度 (2020年度)	15.9PJ ※ ²	環境政策室
◎市域の家庭部門における年間エネルギー消費量 (市民1人当たり)	14.7GJ ※ ¹	H32年度 (2020年度)	8.6GJ ※ ²	環境政策室
◎市域の業務部門における年間エネルギー消費量 (従業員1人当たり)	56.7GJ ※ ¹	H32年度 (2020年度)	30.2GJ ※ ²	環境政策室
市域の年間温室効果ガス排出量	1,499 ※ ¹ 千 t-CO ₂	H32年度 (2020年度)	1,315 ※ ² 千 t-CO ₂	環境政策室
公共施設における再生可能エネルギー導入件数	33件 (19施設)	H32年度 (2020年度)	→	環境政策室 資産経営室 学校管理室
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	79 千 t-CO ₂	H32年度 (2020年度)	59 千 t-CO ₂ ※ ³	環境政策室
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び年間受給電力量 (売電機器のみ)	1,098件 ※ ⁴ 216万8千 kWh	H32年度 (2020年度)	3,000件 600万 kWh	環境政策室

※¹ 平成22年度（2010年度）実績 ※² 平成2年度（1990年度）比25%削減
 ※³ 平成17年度（2005年度）比25%削減（吹田市役所エコオフィスプランに準じる）
 ※⁴ 平成23年度（2011年度）実績

代表指標には、「吹田市地球温暖化対策新実行計画」の考えに基づき、市民や事業者の取組を適正に反映できるよう「エネルギー消費量」を採用しています。

☆10 低公害車・低燃費車：排出ガスを発生しない、または排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車。

☆11 環境マネジメントシステム：環境保全に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、達成に向けて取り組む管理の仕組み。国際規格ISO14001の他に、費用が安価で小規模組織でも取り組みやすいエコアクション21やKES等の簡易版システムもある。

3 施策の柱と具体的施策 目標の達成に向けて実施する個々の施策

施策の柱	施策	担当室課
ライフスタイルや 事業活動の転換促進	市民・事業者との連携・協働により日常生活や事業活動における地球環境に配慮した行動の普及促進を図ります。	環境政策室
	低公害車・低燃費車 ^{☆10} の導入及び普及促進を図ります。	環境政策室
	環境に配慮した事業活動への転換に向け環境マネジメントシステム ^{☆11} の導入促進を図ります。	地域経済振興室 環境政策室
	エネルギー多量消費事業者等とのネットワークの構築を進めます。	環境政策室
	グリーン調達、グリーン購入 ^{☆12} の普及を図ります。	契約検査室 環境政策室
	吹田市役所エコオフィスプラン ^{☆13} に基づき、節エネルギーを進めます。	環境政策室
省エネルギー機器等の 導入促進	市民・事業者との連携・協働により省エネルギー機器 ^{☆14} 等の導入促進を図ります	環境政策室
	家庭及び事業所における省エネルギー機器等の改修及び導入に係る促進策を講じます。	地域経済振興室 環境政策室
	公共施設における省エネルギー機器等への改修及び導入を進めます。	資産経営室 環境政策室 学校管理室
再生可能エネルギーの 導入拡大	再生可能エネルギーに関する啓発活動や情報提供を進めます。	環境政策室
	市民・事業者との連携・協働により太陽光発電・太陽熱利用の普及促進を図ります。	環境政策室
	再生可能エネルギー利用を拡大するため新たな導入促進策を講じます。	環境政策室
	公共施設における再生可能エネルギー利用の導入促進を図ります。	資産経営室 環境政策室 学校管理室

☆12 グリーン調達、グリーン購入：環境負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入することをグリーン購入と言う。企業や官公庁による購入・発注はグリーン調達とも言う。グリーン購入法(通称)で、地方公共団体に努力義務、事業者・国民に一般的な責務があるとされた。

☆13 吹田市役所エコオフィスプラン：平成11年(1999年)10月に策定した市の事務事業の環境負荷低減に向けた率先行動計画。グリーン購入の推進、省エネルギー・省資源の推進、公共事業における行動を3本柱に全庁的に取組んでいる。

☆14 省エネルギー機器：高効率給湯器や、LED電球といったものから、省エネ型の従来家電といった、エネルギーを効率的に使うことができる機器。環境にやさしいだけでなく、光熱費を抑えることができるメリットもある。

エネルギー

資源循環

生活環境

みどり

都市環境

重点プロジェクト

計画の推進

4 現状（成果）と課題

本市では、これまで、「エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換」を基本理念とした「吹田市地球温暖化対策新実行計画」を策定するなど、市域の温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

本市の温室効果ガス排出量は、近年の経済活動の低迷、環境に対する意識の高まりと行動の拡大等により全体的には減少傾向にあります。基準年度比で見ると、家庭部門（市内の家庭からの排出量）や業務部門（オフィス等の製造業以外の事業所の温室効果ガス排出量）は増加しており、今

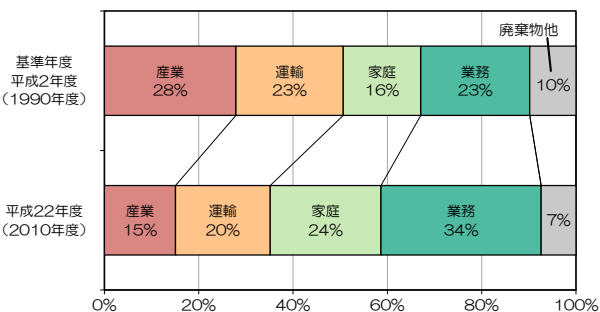
後も省エネルギー・省資源を意識したライフスタイル・事業活動への転換を更に進めることが求められています。（図3-1、3-2）

そのためには、今後更に市民・事業者との協働を進めるとともに、市民・事業者の節エネルギーや省エネルギー等に関する自主的な取組の促進、再生可能エネルギーの積極的な活用に向けた施策の確立等を図っていく必要があります。

また、温度差熱利用を始めとした未利用エネルギーについて、まちづくりという長期的な視点で、普及に向けた検討を行う必要があります。

図3-1 部門別温室効果ガス排出量の基準年度との比較

【吹田市】



【全国】

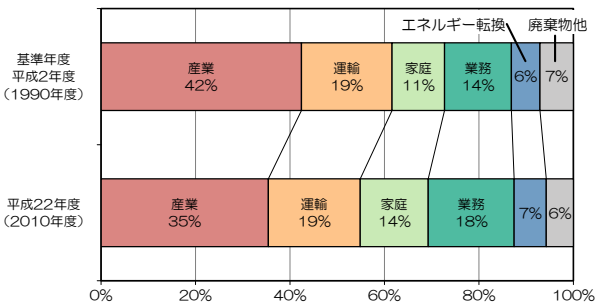


図3-2 部門別温室効果ガス排出量の推移

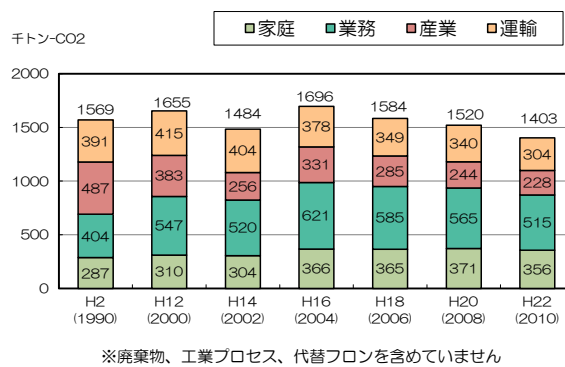
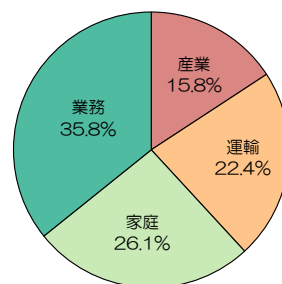


図3-3 部門別エネルギー消費量割合
平成22年度（2010年度）



5 これまでの特徴的な取組

(1) 吹田市地球温暖化対策新実行計画 （すいたんのCO₂大作戦）の策定

現行計画の目標の一つである「エネルギーを適

正に利用できる低炭素社会への転換」を実現するための具体的な計画として策定しました。

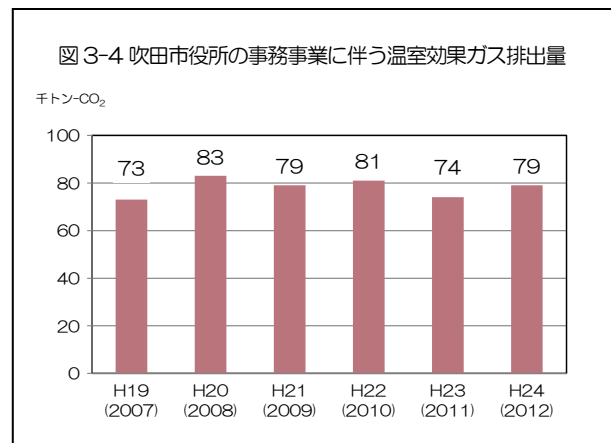
この計画では、「ライフスタイルおよび事業活動の転換による節エネルギーの推進」を最も重要な原則として位置づけるとともに、管理指標として市民・事業者の取組が適正に反映される「エネルギー消費量」を掲げています。



度) 冬季：前年度比 11.5%削減)。

また、公共施設への再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器等の導入も進めており、平成23年度は、本庁舎に太陽光発電やLED照明^{☆16}を導入しました。

今後も引き続き、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器等の導入に努めます。(図3-4)



(2) 環境まちづくりガイドライン^{☆15}

近年、環境に配慮することの必要性は認識されつつありますが、具体的にどのような行動をとればよいのか分からないという市民や事業者も多くおられます。そこで、環境への取組の具体例をまとめた「吹田市環境まちづくりガイドライン」を策定し、市民や事業者に自主的な実践を呼びかけています。環境まちづくりガイドラインは、市民版と事業者版で構成されています。市民版には、本市の大学生の人口比率が高いという特徴から、大学生向けの「キャンパスライフ版」もあります。このガイドラインは、それぞれ、市民、事業者、大学生自身により、検討されたものです。



(4) 大学と研究機関による省エネルギーワーキンググループ

業務部門からのCO₂排出量を削減する取組として、市内に5つある大学・研究機関(大阪大学・関西大学・大阪学院大学・千里金蘭大学・国立民族学博物館)と市は、地域連携による情報交換の場を、平成23年(2011年)10月に設置しました。

各大学・研究機関は定期的な取組状況の報告を行い、知恵を共有することで一層の省エネルギーの促進を図っています。

(5) 暮らしのCO₂ダイエット

アジェンダ21すいたでは、「暮らしのCO₂ダイエット」と題して、独自の環境家計簿を作成・配布し、市民の地球環境に配慮したライフスタイルの普及を図っています。

また、エネルギーに関する季刊誌「エコプレス」を発行し、効果的な啓発を行っています。

(3) 吹田市の率先行動

吹田市では、「吹田市役所エコオフィスプラン」を推進し、夏季及び冬季の積極的な節電に取り組んでいます(平成24年度(2012年度)夏季：前年度比20.6%削減、平成24年度(2012年

☆15 吹田市環境まちづくりガイドライン：吹田市第二次環境基本計画の目標を達成するため、市民や事業者の具体的な実践例を示し、明確にすることで、その実施を促すとともに、良好な環境を将来に継承するための事業活動、ライフスタイル、キャンパスライフスタイルの普及を図るもの。

☆16 LED照明：発光ダイオード(LED)を使用した照明器具のことであり、白熱電球や蛍光灯に比べ、省エネルギーかつ長寿命という特徴を持っている。

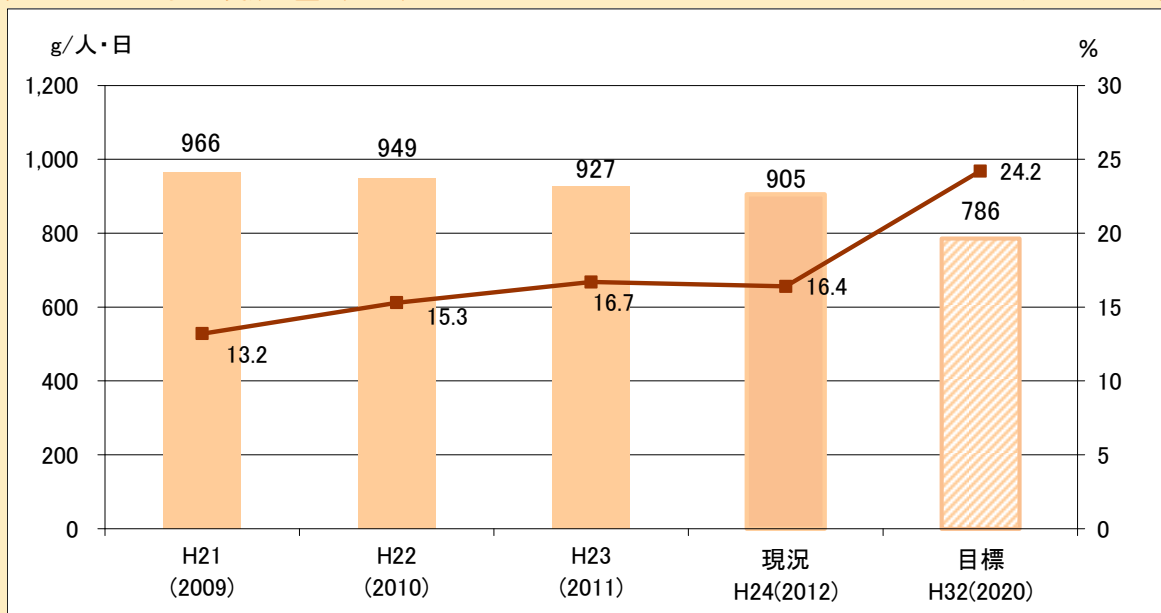
第3章 目標達成への施策の展開 第2節

資源を大切に作る社会システムの形成

1 代表指標 目標の達成状況を示す指標（指標の中から代表的なものを選定）

市民 1 人当たりごみ排出量（1 日）

リサイクル率



2 指標 目標の達成に向けた取組の進捗度合いを示す指標

環境指標（◎印は代表指標）	現況値 H24(2012)	目標年度	目標値	担当室課
◎市民 1 人当たりごみ排出量(1 日)	905 g	H32 年度 (2020 年度)	786 g ※1	資源循環室事業課 環境政策室
◎リサイクル率	16.4%	H32 年度 (2020 年度)	24.2% ※2	資源循環室事業課 環境政策室
ごみの年間焼却処理量※3	101,692 トン	H32 年度 (2020 年度)	79,352 トン※2	資源循環室事業課 環境政策室
ごみの年間排出量※4 家庭系ごみ	80,325 トン	H32 年度 (2020 年度)	74,106 トン※2	資源循環室事業課 環境政策室
ごみの年間排出量※4 事業系ごみ	37,353 トン	H32 年度 (2020 年度)	26,464 トン※2	資源循環室事業課 環境政策室
マイバッグ持参率 ※5	33.4%	H32 年度 (2020 年度)	60%	環境政策室

※1 平成 22 年度（2010 年度）比 17%削減

※2 吹田市一般廃棄物処理基本計画に基づく

※3 ごみの年間焼却処理量：資源循環エネルギーセンター（ごみ焼却場）で焼却処理される量

※4 ごみの年間排出量：【家庭系ごみ量（市収集分+集団回収量）】+【事業系ごみ量】

※5 年度末（1～3 月）の持参率を掲載。吹田市におけるマイバッグ^{☆17}等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を結んだ店舗で、レジ袋をもらわなかった客の割合

☆17 マイバッグ：買い物後に、そのまま捨てられてしまうことの多いレジ袋等のごみを減らすため、小売店での購買時に、レジ袋をもらう代わりに用いる買い物袋のこと。

☆18 12 種分別：分別収集を実施している燃焼ごみ、新聞、雑誌類、段ボール、古布類、かん、びん、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、有害危険ごみと、拠点回収で集めているペットボトル、牛乳パック。

☆19 再生資源集団回収：古紙や古布、再生資源の集団回収を促進するため、自治会や子ども会などが実施する古紙等の集団回収のこと。回収 1kg 当たり 7 円の報償金を提供している。

☆20 多量排出占有者：吹田市内で事業系一般廃棄物を排出している事業者のうち、収集運搬許可業者との契約量が月あたり 2 トン以上の事業所のこと。吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、多量排出占有者に対し、①減量目標を設定した減量計画書を定め、実施。②廃棄物管理責任者を選任。③減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出。の 3 点を行うことを定めている。

3 施策の柱と具体的施策 目標の達成に向けて実施する個々の施策

施策の柱	施策	担当室課
発生抑制を優先する 社会への転換	生ごみのたい肥化などに関する啓発活動や情報提供の充実を図ります。	環境政策室 資源循環室事業課
	市民団体や事業者との連携・協働により学校や地域の環境教育・環境学習の充実を図ります。	環境政策室 学校教育室指導課
	環境マネジメントシステムの普及や事業所向け啓発活動・情報提供活動の充実を図ります。	環境政策室 資源循環室事業課
	市民・事業者・行政のパートナーシップで、レジ袋削減・マイバッグ持参運動やエコイベントなどを推進します。	環境政策室 資源循環室事業課
多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	12種分別 ^{☆18} の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりを進めます。	環境政策室 資源循環室事業課 資源循環室破碎選別工場
	資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油などの拠点回収等の拡大など、リサイクル手段の拡充を進めます。	環境政策室 資源循環室事業課 資源循環室破碎選別工場
	再生資源集団回収 ^{☆19} など、地域リサイクル活動の活性化を図ります。	環境政策室 資源循環室事業課
	再生品の使用拡大を図るとともに、再生資源事業者との連携によりリサイクルシステムの安定化を目指します。	環境政策室 資源循環室事業課 資源循環室破碎選別工場
排出者責任の確立と 事業系ごみの減量促進	廃棄物管理責任者等を通じた排出管理指導の強化を図り、事業者全体に排出者責任の意識を浸透させます。	環境政策室 資源循環室事業課
	事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者 ^{☆20} 等への指導強化等により、リサイクルを促進します。	環境政策室 資源循環室事業課
	燃焼ごみ以外の搬入禁止を周知徹底するとともに、古紙等資源回収ボックスの利用を促します。	資源循環室資源循環課 ^{セウ}
	除草ごみ、剪定枝 ^{☆21} の腐葉土化や堆肥 ^{☆22} 化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など、市がごみ減量行動を率先します。	環境政策室 道路室 公園みどり室 水再生室
持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	リサイクルや適正処理等の推進に適した分別収集体制を確立します。	資源循環室事業課
	施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムを構築します。	資源循環室資源循環課 ^{セウ} 資源循環室破碎選別工場
	ごみ減量を推進し最終処分 ^{☆23} 量の削減に努めます。	資源循環室資源循環課 ^{セウ} 資源循環室破碎選別工場
水資源の有効利用と健全な水循環の推進	雨水の有効利用を進めます。	水循環室下水道管理課 水循環室下水道整備課
	下水の高度処理水 ^{☆24} などの再利用を推進します。	水再生室
	節水型社会 ^{☆25} の形成に向け、意識啓発を進めます。	下水道経営室 水道部経営室

☆21 除草ごみ・剪定枝：道路や公園の管理などで排出される草や枝など。
 ☆22 堆肥：落ち葉、剪定枝、生ごみなどの有機物を、微生物の力によって分解した肥料。
 ☆23 最終処分：焼却灰や不燃性の無機物質などの、有効利用や減量ができないものを埋め立てること。吹田市一般廃棄物については、大阪湾のフェニックス処分場で最終処分が行われている。
 ☆24 高度処理水：下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得ることを目的とした水処理過程において処理された下水をいう。高度処理は、主に大阪湾などの閉鎖性公共用水域の水質保全のために富栄養化の原因となる窒素やリン等を多量に除去することを目的としており、近年では再生資源有効利用の一環として、高度処理水を再利用する取り組みが全国的に進められている。高度処理水の再利用では、その目的に応じてオゾン酸化等の処理や供給施設等の再生処理施設を設置する場合もある。

エネルギー
資源循環
生活環境
みどり
都市環境
重点プロジェクト
計画の推進

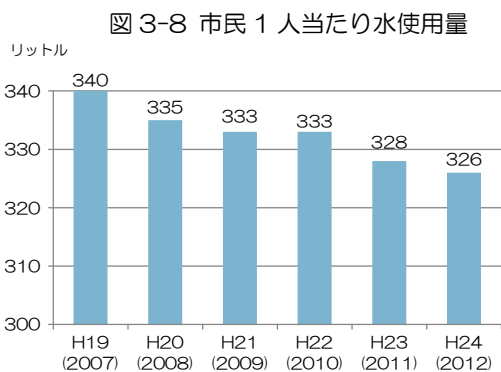
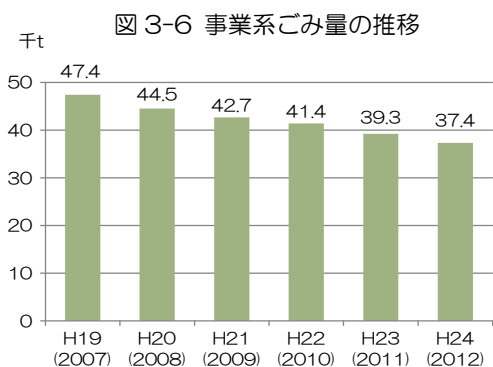
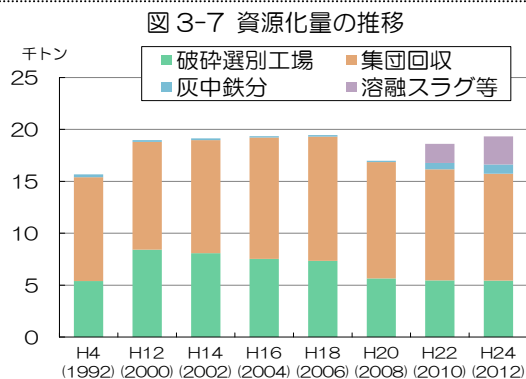
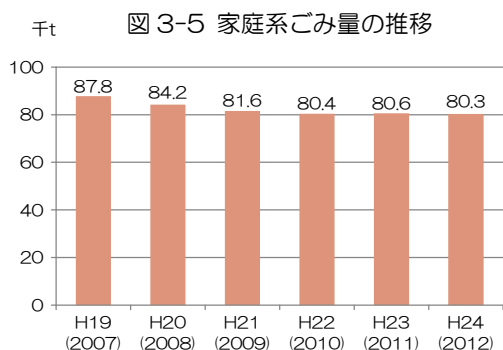
4 現状（成果）と課題

本市は、これまで12種分別による資源化・適正処理の浸透や、集団回収等の市民の自主的な資源化活動の促進により、ごみ減量・資源化を推進してきました。平成24年（2012年）3月には、「吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す」を基本理念とし、平成32年度（2020年度）に平成22年度（2010年度）比で、ごみ排出量の17%削減、資源化率24%を目標とした「吹田市一般廃棄物処理基本計画^{☆26}」を策定し、更なるごみ減量・資源化の取組を始めています。近年、市民・事業者の環境意識の高まりに伴い、ごみの年間排出量は減少傾向にあります。（図3-5、3-6）

集団回収量については微減の傾向にあることから、自治会、商店街、消費者団体、事業者の組織等とも協力して地域活動への支援を進め、地域における市民の自主的なごみ減量活動の活性化を図り、同時にコミュニティ活動を強化す

ることが求められます。また、更なるごみ減量を進めるべく、イベント時のごみの発生抑制やマイバッグ持参の促進等実践的な取組についても継続・拡大する必要があります。事業系ごみの排出量も減少傾向にありますが、資源化によりさらに減量できる余地は大きく、減量促進対策を充実していく必要があります。しかし、規模の大きな事業所と小さな事業所では、ごみ減量に対する意識、減量に取り組む組織体制、資源がまとまって排出されるかどうかの違いによる資源化の効率性など、ごみの減量に取り組むための条件が大きく異なることが現状です。

また、公共施設や住宅等への雨水貯留設備^{☆27}の設置助成を行うとともに、イベント等で打ち水を行い、雨水利用をPRするなど水資源の有効利用を進めています。これらにより市民の節水意識が高まっています。（図3-8）



☆25 節水型社会：市民の節水意識が向上した社会のこと。

☆26 吹田市一般廃棄物処理基本計画：平成24年（2012年）3月に策定した市の一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に向けた基本方向・基本施策を定めた計画。平成32年（2020年）までに、ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）比17%削減、資源化率24%を目標としている。

☆27 雨水貯留設備：屋根等の敷地内に降った雨水を貯め、水資源として活用する設備のこと。貯留した雨水は植木のみずやりや防火用水等に利用することができるほか、災害時の生活用水として用いることができる。本市では、公共施設や住宅等に設置している。

5 これまでの特徴的な取組

(1) 家庭用廃食用油の回収

燃焼ごみの減量及び資源の有効利用をし、循環型社会の推進を図り、また、焼却処理をしないことにより二酸化炭素の排出抑制を図ることを目的として、一般家庭から排出される廃食用油を回収・リサイクルしています。現在、本庁・山田出張所・千里丘出張所・南千里庁舎の4箇所が回収拠点であり、今後拡大を進めます。

(2) マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定

平成17年度(2005年度)から、マイバッグ持参運動の推進によるレジ袋削減を目指す取組を進めてきました。平成25年(2013年)4月1日現在、12事業者(29店舗)・6市民団体・市との間で「吹田市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しています。平成26年(2014年)4月1日には、取組の内容等を見直し、協定を更新する予定です。

(3) 再生資源集団回収の推進

古紙や古布等の再生資源の集団回収活動を活発に行うことにより、ごみ排出量の削減と効率的な再資源化の促進、市民のごみ問題に関する意識の向上を図るため、市内の自治会・子供会等の再生資源集団回収実施届出団体に対し回収量1kgにつき7円の報償金を交付しています。

平成24年(2012年)の実施団体数は454団体、参加総世帯数は79,230世帯で、回収量は10,299トンです。(図3-9)

図3-9 集団回収量の推移 (t)

H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
11,635	11,225	10,526	10,706	10,473	10,299



(4) 事業所への指導・啓発

毎月2トン以上一般廃棄物を排出する事業所を「多量排出占有者」とし、①減量計画書^{☆28}の策定及び市長への届出、②廃棄物管理責任者の選任及び市長への届出を求めて、事業系一般廃棄物排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者のごみの減量、排出の抑制等を指導しています。

また、焼却工場に搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化に取り組み、資源化物の適正処理及び搬入不適物の排除に努めています。さらに、「事業系ごみ減量マニュアル^{☆29}」やちらしを用いた、事業系ごみ減量・資源化の啓発に努めています。

目標：マイバッグ持参率 60%
協定期間：平成28年(2016年)3月31日までとする。

目標達成に向けた取組

- ★ 市内の事業者、市民の参加、協力のもと買い物時にマイバッグを持参することによりレジ袋の削減を図る。
- ★ レジ袋の削減方法は、
 - 1 レジ袋の無料配布中止(食品売場)
 - 2 レジ袋辞退者に対する現金値引き
 - 3 レジ袋辞退者に対するポイント還元制度など
 各事業者がそれぞれの取組手法をお互いに容認し合い、協働して目的の達成を図る。
- ★ 事業者、市民・市民団体、市の三者による協定を締結し、協働して取組を進める。
- ★ 市民に見える形で、市内一斉の取組を実施する。

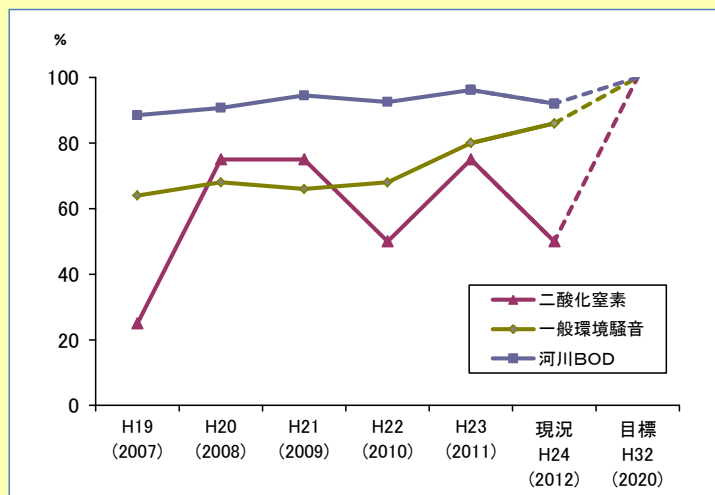
☆28 減量計画書：多量排出占有者の廃棄物発生量を減らし、資源化量を増やすことを目的として、多量排出占有者自身に対して廃棄物発生量や資源化量等に関する前年度実績と当該年度の計画量、減量方策等をまとめさせた書類。

☆29 事業系ごみ減量マニュアル：事業者が自主的にごみ減量・リサイクルに取り組むことを目的として、作成したマニュアルのこと。ごみ減量のメリットや必要性の他、業種別に減量の手法を整理している。

健康で快適なくらしを支える環境の保全

1 代表指標 目標の達成状況を示す指標（指標の中から代表的なものを選定）

環境目標値達成率



2 指標 目標の達成に向けた取組の進捗度合いを示す指標

環境指標（◎印は代表指標）	現況値 H24(2012)	目標年度	目標値	担当室課
◎環境目標値 ※1達成率(①二酸化窒素、 ②一般環境騒音、③河川BOD)	① 50% ② 86% ③ 92.0%	H32年度 (2020年度)	①100% ②100% ③100%	地域環境室環境保全課
下水処理水の高度処理普及率	45.6%	H32年度 (2020年度)	65%	下水道経営室
環境美化推進重点地区 ※2	3地区	H32年度 (2020年度)	15地区	地域環境室地環境課
熱帯夜 ※3日数（5年移動平均値）	36日	H32年度 (2020年度)	35日以下	環境政策室
雨水浸透箇所 ※4数累計	233箇所	H32年度 (2020年度)	373箇所	水循環室下水道整備課
透水性舗装 ※5面積累計	47,764 m ²	H32年度 (2020年度)	59,500 m ²	道路室

※1 環境目標値：市民が快適な生活を続けることができるよう、市が大気や水質などに関して、汚染物質の濃度などの目標値^{☆30}を定めたもの。

※2 環境美化推進重点地区：「吹田市環境美化に関する条例」でポイ捨てや違法な屋外広告物の対策が特に必要な地域として定められた地域のこと。

※3 熱帯夜：最低気温が25℃以上の夜のことで、ヒートアイランド現象の評価等に用いられる。

※4 雨水浸透箇所：住宅地などに降った雨水が地面に浸透する場所。一般的なアスファルトやコンクリートは雨水が浸透しないため、地下水の供給や速やかな排水による水害の軽減等を目的として設けられる。

※5 透水性舗装：許容量を超えた豪雨時における下水や河川の氾濫防止や、植生・地中生態の改善、地下水の涵養等を進めるため、雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。

☆30 目標値：吹田市では、市環境基本条例第8条に基づき定めた目標を達成するため、大気（二酸化窒素、光化学オキシダント）や騒音で国の環境基準値を上回る値を目標値として定めている。また、国が基準を定めていない項目（悪臭、騒音等）や対象（ため池、河川等）に関して独自の目標とする値や状態を定めている。

☆31 合流式下水道：汚水および雨水を同一の管きよて排除し処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に公共水域へ未処理で排出されることがあるため、放流負荷量の削減が課題である。

3 施策の柱と具体的施策 目標の達成に向けて実施する個々の施策

施策の柱	施策	担当室課
環境汚染防止対策の推進	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）をはじめ、環境汚染の監視体制の充実を図るなど、環境汚染を防止します。	地域環境室環境保全課
	日常生活における公害や環境汚染の防止について啓発します。	地域環境室環境保全課
	下水道の高度処理化や合流式下水道 ^{☆31} の改善を進めるなど、水環境の保全を図ります。	水再生室
	遺伝子組換え実験 ^{☆32} 等や病原体等及び放射性同位元素の取扱による環境影響の未然防止に努めます。	地域環境室環境保全課
環境美化の推進	緑あふれる未来サポーター事業 ^{☆33} を活用するなど、地域での自主的な道路や公園の美化活動を支援します。	道路室 公園みどり室
	環境美化推進重点地区 ^{☆34} の指定を進めます。	地域環境室地域環境課
	市民・事業者と協力し、公共空間の環境美化を推進します。	地域環境室地域環境課
ヒートアイランド対策の推進	打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発に努めます。	環境政策室
	雨水浸透を進め、地下水の涵養を図ります。	水循環室下水道管理課 水循環室下水道整備課
	緑化、アスファルト対策などの蓄熱への対策、節エネルギー、省エネルギーの推進等による人工排熱 ^{☆35} への対策を進めます。	道路室 公園みどり室 環境政策室
	熱環境マップなどを活用し、まちづくりにおけるヒートアイランド現象を緩和します。	環境政策室 都市整備室
日照障害・電波障害対策	中高層建築物の日照障害等の指導要領に基づき、日照障害・電波障害の未然防止に努めます。	地域環境室地域環境課

エネルギー
資源循環
生活環境
みどり
都市環境
重点プロジェクト
計画の推進

☆32 遺伝子組換え実験：遺伝子構造の解析などのため、異種の生物から遺伝子を抽出し、試験管内で酵素などを用いて切断したものを人為的に新たになぎ換えて、新たな遺伝子を作る実験。なお、吹田市は研究機関、大学、企業が数多く立地することから、遺伝子組換え実験に伴う環境への影響の未然防止を目的とする「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」を平成23年（2011年）4月から施行している。

☆33 緑あふれる未来サポーター事業：地域に親しまれ、みどりにあふれる公園や道路等をめざすため、登録していただいたサポーターとの協働により維持管理を進める事業。

☆34 環境美化推進重点地区：公共の場所でのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出を禁止するとともに、これらへの対策を特に必要とする地域。現在、江坂駅周辺とJR吹田駅周辺及び北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺（平成25年7月1日付）を指定している。

☆35 人工排熱：人間の活動により排出される熱のことで、工場の機械、オフィスの空調や情報機器、家庭の空調、自動車など、様々なものがある。

4 現状（成果）と課題

（1）公害対策

「健康で安全な生活環境の保全」を目標に、大気環境や水環境、地盤環境の保全、騒音・振動の防止、有害化学物質等による環境汚染の未然防止などの環境汚染防止対策を推進してきました。

大気環境では、二酸化窒素の環境目標値達成率は高い状態にはありませんが、大気中の濃度は目標値に近づいています。今後は、さらなる低公害車の導入、エコドライブ^{☆36}やアイドリングストップの普及、府・近隣市町との連携による自動車交通量の抑制等に取り組む必要があります。

水環境では、市内の河川・水路15か所と、ため池12か所の全てで、人に有害な健康項目の全項目で国の環境基準を達成しました。

騒音・振動については、一般環境騒音で全体の68%にあたる34か所で、昼夜とも環境目標を達成しました。

遺伝子組換え実験の安全については、平成6年（1994年）に全国に先駆けて条例を制定し、市民の環境安全の確保に努めてきました。平成23年（2011年）には条例を改正し、「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」を施行しています。

改正条例では、対象に屋外での遺伝子組換え生物等の使用、病原体等や放射性同位元素の取扱施設を加えるとともに、事業者が施設の安全に関する情報の発信を義務づけることにより、更なる市民の安心安全の確保に努めています。

（2）環境美化の推進

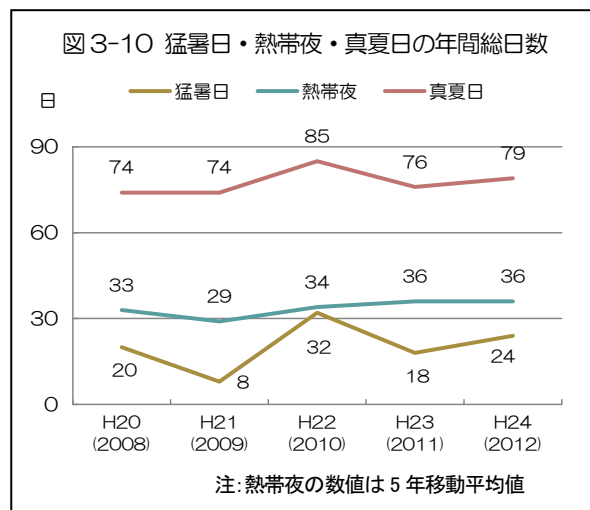
地域での自主的な道路美化活動の支援、違法簡易広告物撤去活動員^{☆37}との協力による違法簡易広告物の除去活動、環境美化推進重点地区での喫煙禁止地区の指定などに取り組んできました。今

後も、引き続きこうした活動を強化する必要があります。

（3）ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策については、これまでも現行計画の重点プロジェクトに位置づけ、開発事業者に対策の実施を指導するための熱環境マップ^{☆38}の作成等の取組を進めてきました。

今後は、夏場の都市環境の保全と省エネルギーを推進するため、近隣自治体と連携し、地域特性に応じた具体的なヒートアイランド対策を進める必要があります。



糸田川清掃活動の様子



市民・事業者と継続した環境美化活動を推進しています。

☆36 エコドライブ：急発進や急加速をしない、定速走行、アイドリングストップ、不要な荷物を積まない等を心がけ、燃料の消費を抑えることで温室効果ガスの発生を抑える省燃費運転。

☆37 違法簡易広告物撤去活動員：市が認定した住民団体等がはり紙等の違法簡易広告物の撤去活動を実施することができる制度。団体としての登録や、講習会の受講などいくつかの要件がある。

☆38 熱環境マップ：熱画像データをメッシュ単位に集計し、地表面温度較差を表した地図。周辺地域に比べて、地表面温度が相対的に高い地域が視覚的に理解できる。

5 これまでの特徴的な取組

(1) 自動車公害対策

自動車による大気汚染を防止するため、本市を含む大阪府内の38市町は、自動車 NOx・PM 法^{☆39}の対策地域に指定され、トラックやバス、ディーゼル自動車は、通常より厳しい排出ガス基準に適合する必要があります。また、大阪府の条例により、対策地域内に乗り入れるトラックやバスについても、同様の基準が義務づけられています。

本市は、公用車に天然ガス自動車やハイブリッド車などのエコカーを年次的に導入しています。平成24年度(2012年度)末時点で、累計台数は108台(導入率は46.5%)となりました。(図3-11)

(2) ヒートアイランド対策

[夏季昼夜の地表面温度の測定]

地表面温度データをメッシュ単位で集計することにより、熱環境マップを作成しました。また気温との関係やヒートアイランド対策の定量的

な目標の設定などを検討・調査し、施策化に向けた取組を進めています。(図3-12)

[みどりのカーテン^{☆40}]

アジェンダ21すいた^{☆41}では、「みどりのカーテン講座」を開催し、参加者にゴーヤの苗やフウセンカズラの種子を配布して、その育て方を説明するなどの取組を進めています。また、市内の小中学校でもみどりのカーテンづくりに取り組んでいます。

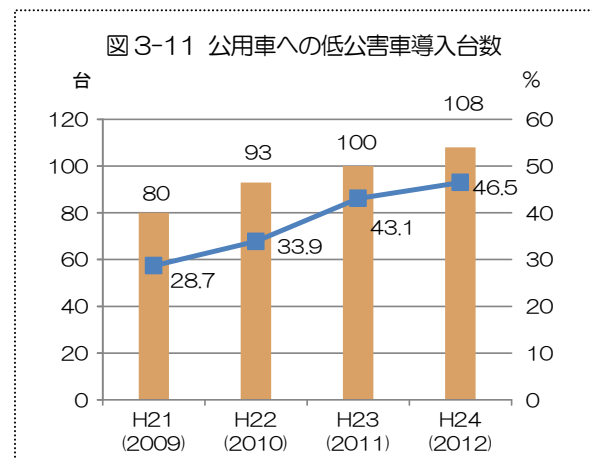
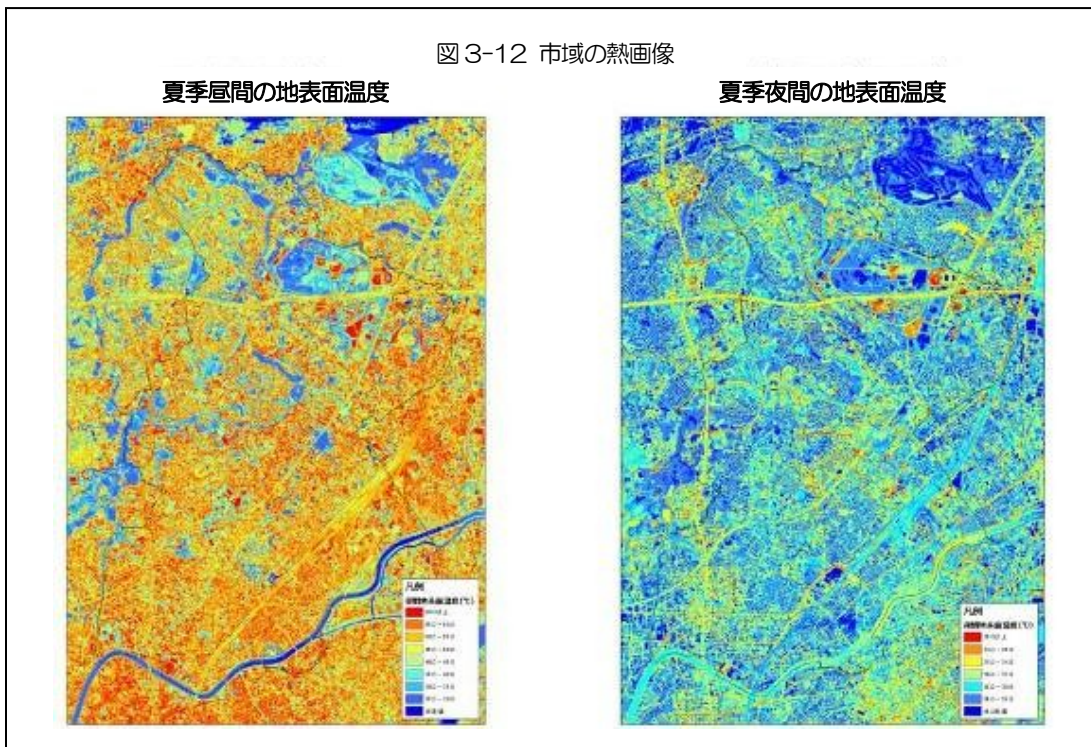


図3-12 市域の熱画像



☆39 自動車 NOx・PM 法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を抑制するため、大阪府などの大都市圏を対象に、窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減、車種規制、事業者による排出抑制制度などを含めた法律。

☆40 みどりのカーテン：ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる自然のカーテン。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周りの気温が下がり、空調機の使用抑制などにより省エネ効果が期待できる。

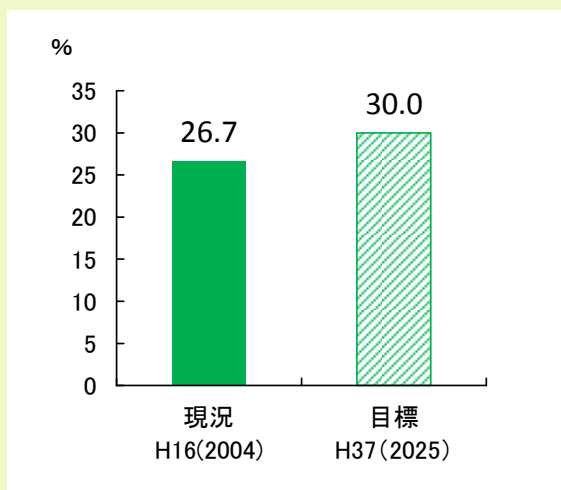
☆41 アジェンダ21すいた：平成15年(2003年)から市民・事業者が集まって検討を重ね、平成17年(2005年)3月に策定した環境行動計画の名称。また、この計画を推進するため平成18年(2006年)5月に設立した市民・事業者・行政からなる組織の名称でもある。

第3章 目標達成への施策の展開 第4節

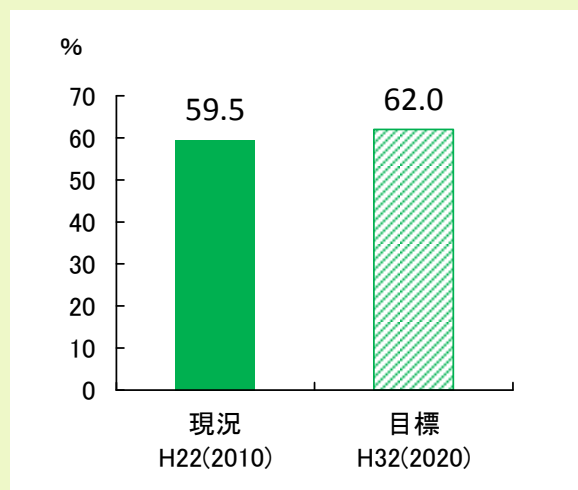
みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

1 代表指標 目標の達成状況を示す指標（指標の中から代表的なものを選定）

吹田市域の緑被率



木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合



2 指標 目標の達成に向けた取組の進捗度合いを示す指標

環境指標（◎印は代表指標）	現況値 H24(2012)	目標年度	目標値	担当室課
◎吹田市域の緑被率 ^{※1}	26.7% ^{※2}	H37年度 (2025年度)	30% ^{※3}	公園みどり室
◎木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	59.5% ^{※4}	H32年度 (2020年度)	62%	公園みどり室
市域面積に対する緑地面積 ^{※5} の割合	15.6% ^{※6}	H37年度 (2025年度)	20% ^{※3}	公園みどり室
市民1人当たりに対する都市公園 ^{※7} 面積	8.9 m ² /人	H37年度 (2025年度)	10.0m ² /人 ^{※3}	公園みどり室
緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数	67 団体	H32年度 (2020年度)	75 団体	公園みどり室
公園・緑地の利用しやすさ満足度	60.0 点 ^{※4}	H32年度 (2020年度)	↗	公園みどり室
緑化路線 ^{※8} 延長累計	75,061m	H32年度 (2020年度)	76,000m	道路室

- ※1 緑被率：ある一定の区域面積に対する緑被地（樹木や草花などの植物で被われた土地）面積の割合。
- ※2 平成16年度（2004年度）実績
- ※3 吹田市第2次みどりの基本計画に基づく
- ※4 平成22年度（2010年度）実績
- ※5 緑地面積：都市や地域において公共的に担保された樹林地、草地、農耕地、水辺地、公園緑地等の占める面積。
- ※6 平成21年度（2009年度）実績
- ※7 都市公園：都市公園法により定義され、国や自治体が整備し、住民に供されている。
- ※8 緑化路線：街路樹や草花によって緑化された道路・路線。

◆ 当該分野の進行管理は「吹田市第2次みどりの基本計画^{☆42}」で行うものとします。

☆42 吹田市第2次みどりの基本計画：中長期的な観点で策定する都市における緑の保全と緑化に関する基本計画で、快適な生活環境に欠かすことのできない「みどり」の将来のあり方を定めるもの。平成23年（2012年）3月に策定。

3 施策の柱と具体的施策 目標の達成に向けて実施する個々の施策

施策の柱		施策
みどりを継承する	今ある私有地のみどりを次世代へ継承する	住宅地のみどりの保全 丘陵・斜面のみどりの保全 農地とため池の保全
	今ある公共のみどりを次世代に継承する	公園・緑地の適切な維持管理 大学のみどりの保全 道路のみどりの適切な維持管理 河川と水路の適切な維持管理
施策の柱		施策
みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す	商業地・業務地の緑化 住宅地の緑化 公共施設の緑化 身近な公園・緑地の新規整備
	地域に応じたみどりの拠点をつくる	吹田操車場 ^{☆43} 跡地のまちづくり 大規模な公園・緑地の未開発区域の整備
施策の柱		施策
みどりを活かす	人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める	拠点や骨格となるみどりの保全 道路の緑化 中小河川と水路の緑化 鉄道沿線の緑化
	今ある公園・緑地を充実する	公園・緑地の再整備
	人と地域を育む場としてみどりを活かす	「花と緑、水めぐる遊歩道（愛称：ぶらっと吹田）」 ^{☆44} を活用した市民観光の推進 みどりの環境教育・学習の推進 みどりのまちづくり意識の啓発イベントの開催 みどりが持つ多様な効果の活用
施策の柱		施策
市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参加・協働を支える仕組みをつくる	花とみどりの情報センターの充実 市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立 「緑化推進基金」 ^{☆45} の有効活用 助成制度の見直し みどりの表彰制度の創設
	市民参加・協働による取組を進める	多様な主体によるみどりのまちづくりの推進 みどりの調査と研究

☆43 吹田操車場：大正12年（1923年）に操業を開始した鉄道貨物輸送の物流拠点であり、各地から集められてきた鉄道貨車を組み替える場所であったが、貨物輸送が拠点間を直送するようになったため、操車場としての機能は廃止され、一部が鉄道貨物の駅となっている。現在は、その跡地で再開発が進められている。

☆44 花と緑、水めぐる遊歩道（ぶらっと吹田）：旧市街地や昔からの集落地、緑地の残るニュータウンなど、市内の豊かな「花・緑・水」の資源を生かして、豊かな自然や多彩な環境をネットワークする快適性・安全性の高い遊歩道を、市民とともに育てていく取り組み。

☆45 緑化推進基金：「特色のある公園づくり」をはじめとする、吹田市内の多様な緑化推進事業に用いられる基金。

エネルギー

資源循環

生活環境

みどり

都市環境

重点プロジェクト

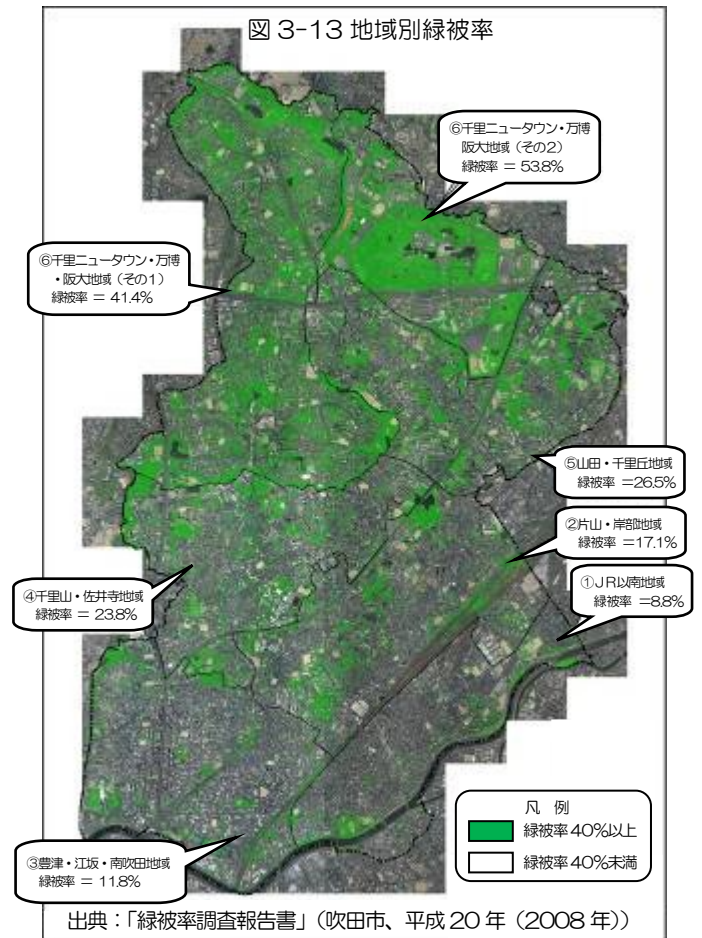
計画の推進

4 現状（成果）と課題

本市のみどりの特徴としては、市域南部では、まとまったみどりが少なく、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとまったみどりや千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりがああります。また、市境には大規模な水面である神崎川と安威川が流下しており、市域中部では多くの農地が点在しています。（図3-13）

本市は、これまで、「人と自然とが共生する良好な環境の確保」を目標に、身近な動植物の保全や生き物の生息・生育空間の確保、みどり豊かな空間の形成、農地の保全と活用に取り組んできました。平成23年（2011年）3月には、市域の緑被率30%、緑地面積の割合20%以上、市民1人当たり都市公園面積10㎡以上という目標を掲げた「吹田市第2次みどりの基本計画」を策定しました。

具体的な取組としては、学校など公共施設における緑化やビオトープ^{☆46}の整備、市民参加による公園・農園の保全などを進めています。また、平成24年（2012年）3月には、市域の植生や特定地域の動植物調査^{☆47}を実施し、その結果を冊子やデータに取りまとめています。今後は、こ



れらのデータを活用しつつ、本計画及び「吹田市第2次みどりの基本計画」に基づき、地域特性に応じた施策や取組を進めるとともに、近隣自治体や大阪府との連携により、市域を越えた生物多様性のあり方についての検討が必要です。

5 これまでの特徴的な取組

（1）ビオトープの導入

学校では、児童・生徒への環境教育の一環として、専門性を有するボランティアと協働して、ビオトープの導入や維持管理を行っています。今後は、学校のニーズに合わせた取組を進めます。

また、ビオトープを導入している公園として、垂水上池公園、藤白公園のピアノ池、山田上王子池公園があります。

ビオトープ



☆46 ビオトープ：ドイツ語の Bio（生物）と Tope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が安定的に生息できる空間のこと。吹田市では、学校や公園などで取り組みが進められてきた。

☆47 市域の植生や特定地域の動植物調査：市内全域を対象として、動植物などの自然環境の現状を地域別に調べた「自然環境調査」を実施した。調査結果は、「すいたの自然 2011」にとりまとめられている（詳細は次ページのコラム参照）。

(2) 自然環境調査（市域における生物等生息数等の調査）

平成22年度（2010年度）及び平成23年度（2011年度）に、市域全体の植生調査、詳細区域における動植物及び植物相調査を実施しました。

調査結果については、冊子及びデータとしてとりまとめしており、今後の施策推進において活用を図る予定です。

この調査は、平成12年度（2000年度）～平成13年度（2001年度）にかけても実施しており、市内全域の樹林地などの分布状況（現存相観植生図）と、自然環境が比較的残されている7つの区域における動植物の詳細な生育・生息状況を把握しています。

(3) 保護樹木・保護樹林の指定

本市では、幹周りが2m以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。

平成25年（2013年）3月末現在の保護樹木は56本、保護樹林は3か所です。（図3-14）

(4) 緑あふれる未来サポーター事業

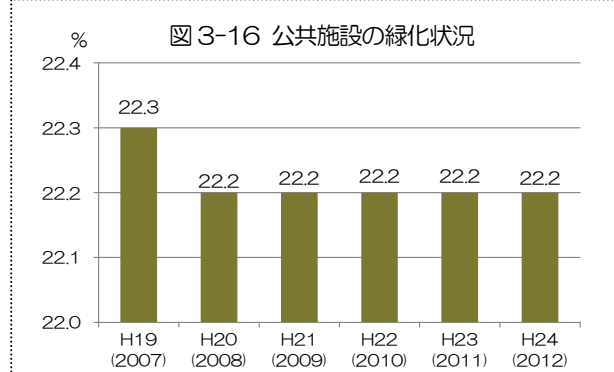
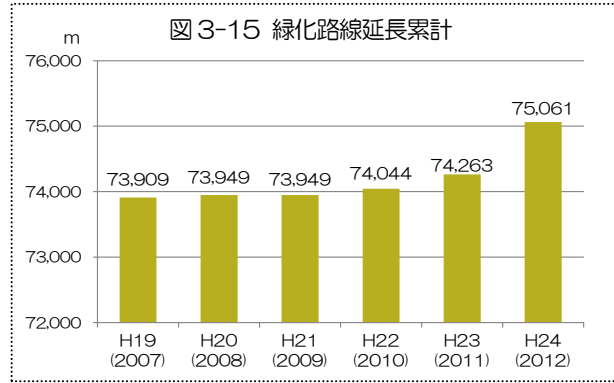
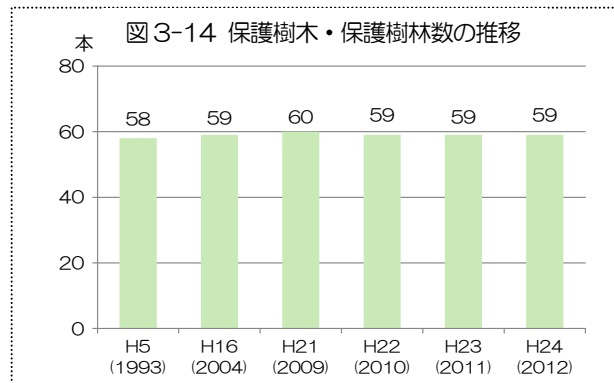
市民の意識調査で、47.9%の人が、吹田市に定住したい理由として「緑・自然環境に恵まれているから」をあげています。市民の貴重な財産である「緑」（公園・緑地・竹林）を、市民との協働で維持管理をしていくために、登録したサポーターの方々に資機材や腕章を貸与し、環境保持、景観の維持、にぎわいのある公園づくりを進めています。

●自然環境調査の結果

平成22～平成23年度（2010～2011年度）に実施した自然環境調査では、植物について156科1,089種を確認しました（うち現地調査が763種）。ギンラン、ミスオオバコなどの貴重な植物も確認しました。動物については、ほ乳類、鳥類、両生類、昆虫等を調査し、多種の生息を確認しました。

しかし、前回見られたきつねが姿を消していたり、市内の整備が進む一方で、林などの手入れが不十分であるなど、前回よりも都市化の影響が見られました。

とはいえ、本市には今も様々な自然環境が残っており、これらの保全が求められています。

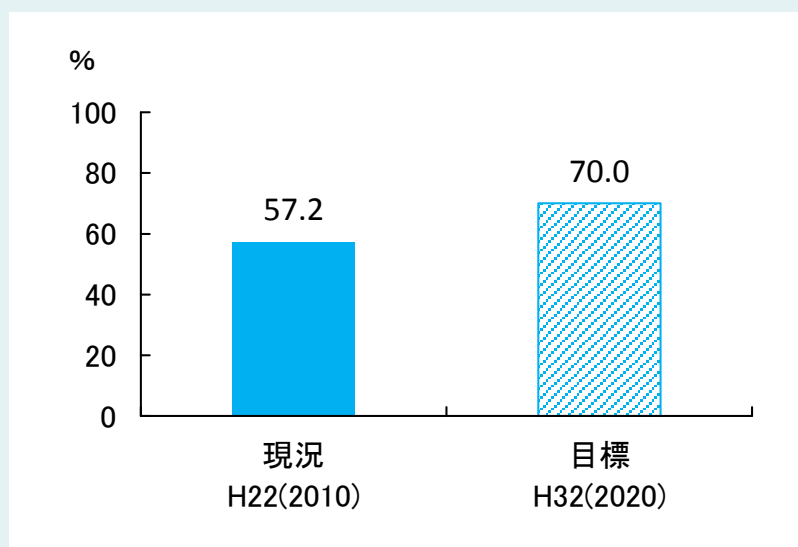


エネルギー
資源循環
生活環境
みどり
都市環境
重点プロジェクト
計画の推進

快適な都市環境の創造

1 代表指標 目標の達成状況を示す指標（指標の中から代表的なものを選定）

まちなみが美しいと感じる市民の割合



2 指標 目標の達成に向けた取組の進捗度合いを示す指標

環境指標（◎印は代表指標）	現況値 H24(2012)	目標年度	目標値	担当室課
◎まちなみが美しいと感じる市民の割合	57.2% ※1	H32 年度 (2020 年度)	70%	都市整備室 その他関係室課
住み続けたいと思う市民の割合	66.2% ※1	H32 年度 (2020 年度)	80%	都市整備室 その他関係室課
鉄道・バスなどの公共交通網の便利さ満足度	65.4 点 ※1	H32 年度 (2020 年度)	↗	総務交通室
コミュニティバス※2 1 便当たりの乗車人数	14.6 人	H32 年度 (2020 年度)	↗	総務交通室
移動経路のバリアフリー※3化率	37.1%	H32 年度 (2020 年度)	100%	総務交通室

※1 平成 22 年度（2010 年度）実績

※2 コミュニティバス：地方自治体が住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバスのこと。

※3 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去することで、段差等の物理的障壁の除去等を行うこと。

3 施策の柱と具体的施策 目標の達成に向けて実施する個々の施策

施策の柱	施策	担当室課
景観まちづくりの推進	公共施設の整備等に当たっては、景観まちづくりにおける先導的な役割を果たすとともに、民間開発事業に対する誘導を図ります。	都市整備室 開発審査室
	市民、事業者等への景観まちづくりに関する啓発や取組の支援に努めます。	都市整備室 開発審査室
自動車に過度に依存しない交通環境整備	鉄道駅など公共交通機関に関わる施設等のバリアフリー化への支援を行います。	総務交通室
	鉄道やバスの乗り継ぎなど公共交通の利用に関する分かりやすい情報提供を図ります。	総務交通室
	地域の実情に応じたきめ細かなサービスとしてのコミュニティバスの利用促進を図るなど、地域の公共交通環境の充実を図ります。	総務交通室
	市民・事業者との連携・協働により自動車依存生活からの脱却を目指し、自転車利用や歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	都市整備室 総務交通室 環境政策室
環境に配慮した開発事業の誘導	市域の開発に対し、すまいる条例 ^{☆48} や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドラインなどの関連制度の適正な運用を行い、環境に配慮した建築物等の誘導策に取り組みます。	環境政策室 都市整備室 開発審査室

エネルギー

資源循環

生活環境

みどり

都市環境

重点プロジェクト

計画の推進

☆48 すまいる条例：平成16年（2004年）に施行された、吹田市開発事業の手続等に関する条例の愛称。事業者が事業構想の段階で事業計画の説明を住民に行い、住民の意見を反映した事業計画を立案することで、良好な近隣関係や生活環境を保持し、より充実したまちづくりを目指している。

4 現状（成果）と課題

これまで、本市は「快適な都市環境の創造」を目標に、地域特性を活かした美しい景観、快適な交通環境づくり、開発事業に対する誘導に取り組んで来ました。

（1）景観まちづくりの推進

平成 19 年（2007 年）3 月、次代につなぐ良好な都市景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「吹田市景観まちづくり計画」を策定し、平成 21 年（2009 年）4 月には「吹田市景観まちづくり条例」を施行しました。

まちなみが美しいと感じる市民の割合は、平成 22 年度（2010 年度）時点で 57.2%と、前回調査の 49.7%を上回っており、今後も市民、事業者、専門家等及び行政の相互の協働により景観まちづくりを進めていく必要があります。

（2）自動車に過度に依存しない交通環境整備

本市は、鉄道・モノレールが7路線 14 駅あり、市域のいずれからでも、駅まで 2km 以内であるなど利便性の高いまちですが、家庭からの CO₂ 排出量は自動車利用に伴うものが最も多いのが現状です。（図3-17）

そこで、まずは「歩く」、「自転車を利用する」、「公共交通機関を利用する」など、交通手段の優先順位を意識した行動の浸透が必要です。そのため、自転車駐車場の整備やレンタサイクル事業の推進により、快適な交通空間の確保に努めています。また、千里丘地域における公共交通不便地域の解消、高齢者等移動制約者の移動手段を確保し社会参加を促進すること等を目的に、コミュニティバス（すいすいバス）を運行しています。さらに、市内のバリアフリー化率を向上させるとともに、違法駐車や交通安全に関わる啓発を行い、交

通マナー向上に取り組んでいます。今後も引き続き、これらの取組を強化する必要があります。

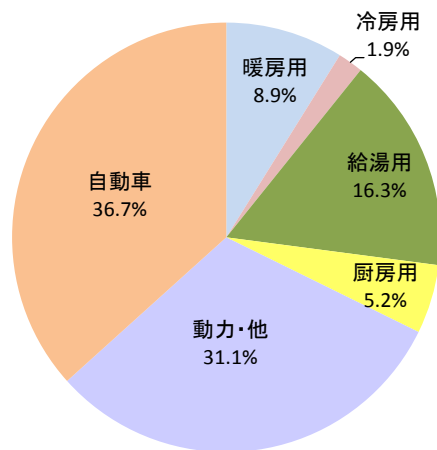
（3）環境に配慮した開発事業の誘導

快適な都市環境の確保に向けて、「環境まちづくり」を可能にするためには、事業者が計画に十分な環境配慮を組み込むことが必要であり、そのためには構想の早い段階から環境への取組を検討することが求められます。そのため、「すまいる条例」などを活用し、事業者に対して事前に望ましい環境の取組を誘導する必要があります。

また、開発・建築等の実施による環境負荷を低減するため、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】^{☆49}」を平成 22 年（2010 年）3 月に策定し、環境に配慮した開発事業への誘導を推進しています。

図3-17

吹田市の平均的な世帯における用途別エネルギー消費量



出典：吹田市地球温暖化対策新実行計画（P.24 “[コラム]吹田市の平均的な家庭における CO₂ 排出量■エネルギー種別・用途別にみた CO₂ 排出量の特徴”）（吹田市、平成 23 年（2011 年））

☆49 吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】：環境先進都市を目指してまちづくりを進めていくために、市内において開発・建築等を行うおとする事業者の取組事項を具体的に示したガイドライン。

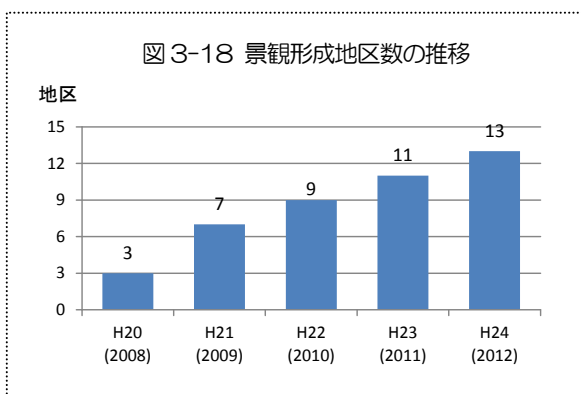
5 これまでの特徴的な取組

(1) 景観形成地区^{☆50}の指定

本市では、市域全域を景観計画区域^{☆51}に指定しており、そのうち特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聞いたうえで景観形成地区に指定しています。

景観形成地区では、建築物のデザインや色彩、敷地のしつらえなど地域の特性に応じた基準を定めます。

平成25年(2013年)3月時点で13地区、約57.3haを指定しています。(図3-18)



(2) すいすいバス(コミュニティバス)の運行と利用促進

鉄道や民間バスが不便な地域の移動手段の確保等を目的としたコミュニティバスで、千里丘地区(JR千里丘駅、モノレール宇野辺駅など)を循環運行しています。平成23年度(2011年度)から本格的に運転が始まり、現在は2ルート各11本/日(土日祝日は各9本/日)の運行頻度です。高齢者や小さな子どもも安心して乗車できるよう乗降口に補助ステップがついている、車いす利用者も利用できるように後ろの扉に電動リフトが着いているなどの工夫がなされています。

すいすいバス



(3) 公共交通マップの作成

環境にやさしい電車やバスなどの公共交通をもっと知ってもらい、公共交通を利用してもらうため、吹田市公共交通マップを作成しています。市の施設や駅、阪急バス営業所等で配布を行っています。



(4) 大規模開発におけるガイドラインの策定及び条例の改定

市内において開発・建築等を行おうとする事業者に対し、先進的な環境への取組の実践による持続可能なまちづくり「環境まちづくり」に取り組んでいただくため、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を運用しています。特に地域への影響が大きいと考えられる一定規模以上の事業においては、事業者が作成した「環境まちづくり」のための計画を市民に公表しています。また、平成24年(2012年)4月には、既存の「環境影響評価条例」を「環境まちづくり影響評価条例」^{☆52}に改定し、事業者が大規模開発に先立って地域環境への影響を調査、予測及び評価し、より適正な配慮を行うよう内容を見直しました。

☆50 景観形成地区：重点的に景観形成を図る必要がある地域を地域住民等の合意のもと指定し、地区特性に応じた地区景観形成基準を定め、協働により景観形成の推進を図るもの。

☆51 景観計画区域：景観法で規定されており、市町村が建築物の建築等に対する届出・催告を基本とするゆるやかな規制誘導を行うために定める区域。景観計画区域では条例を定めることにより、建築物・工作物のデザインや色彩の変更命令が可能になるほか、「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例、農地の形質変更等の規制などが可能になる。

☆52 環境まちづくり影響評価条例：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業を実施する際、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響を予測・評価・結果の公表を行うとともに、市民等の意見を聞いて適正な配慮を行うための一連の手続きについて定めた条例。